

(変更)

(様式1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	漁港課	検索番号	1-1
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	37-1	
許認可等	漁港施設の処分の許可			
(根拠規定) 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。				
(許認可等の基準) 平成15年4月1日伺定め「漁港施設の処分等の許可に係る審査基準について」 (平成15年4月1日変更) ○「漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について」(平成13年3月30日付け12水港第4829号・水産庁長官通知・技術的助言)の(別添)「従前の漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準」の1のとおりとする。 1 1. 漁港法 (以下「法」という。第37条第1項の規程に基づく漁港施設の処分の許可の基準) (1) 漁港は、区域内の各種の施設が相互に関連しつつ総合体として機能するものであるため、処分する施設が単一の施設であっても、当該処分による漁港機能全般に与える影響について十分配慮がなされており、次の各号の一に該当するものであること。 ① 漁港施設の効用を増進する目的で行う場合 ② ①以外の施設の処分のうち、本来の用途又は目的を妨げない限度においてする場合 (2) なお、漁業活動の省力化効率化に資するための荷役機械、給氷施設及び給油施設 (以下、「荷役機械等」という。)の施設に係る係留施設等漁港施設の処分については、許可があったものとして取り扱うこととして差し支えない。この場合、荷役機械等の設置により処分される施設が本来の用途又は目的を妨げないものとなるよう十分配慮するものとする。				
(その他)				